

西栗倉村公式ウェブサイトにおける広告掲載要領

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、西栗倉村広告取扱要綱(平成22年要綱第3号)(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、西栗倉村公式ウェブサイトにおけるバナー広告及びテキスト広告(以下「広告」という。)の広告事業の掲載方法について必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

(1) バナー広告

(ア) 大きさは、縦60ピクセル、横140ピクセルとする。

(イ) 形式は、GIF(アニメーション可)、JPEG又はPNGとする。

(ウ) 容量は、30キロバイト以下とする。

(2) テキスト広告

(ア) 文字数は、10文字以内とする。

(イ) 文字の大きさは、村ウェブサイトに帰属する。

2 広告枠の位置は、村ウェブサイトのトップページのうちから、村長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、村ウェブサイト、その他村の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、要綱及びこの要領の定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

4 テキスト広告は、広告代理店を通じて行なうものとする。

(掲載決定順序)

第4条 掲載申込みのあった広告が村ウェブサイト上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載するバナー広告を決定する。

(1) 国又は公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

(2) 公益法人及び公益的団体の広告

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

- (4) 私企業又は事業を営む個人であつて村内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (5) 私企業又は事業を営む個人であつて村内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
 - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によつても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) バナー広告 1枠月額 20,000円
- (2) テキスト広告 1枠月額 5,000円から月額 12,000円で村長が月毎に定める。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、村長が定める。
- 3 広告掲載期間中、村の都合によりウェブサイトを開鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表のとおり掲載期間を延長する。
- 4 前項の規定に関わらず、機器の定期点検やメンテナンスにより、村がウェブサイトの運営を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(掲載申込み及び掲載するバナー広告の決定)

第7条 バナー広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、西栗倉村ウェブサイトバナー広告掲載申込書（様式第1号）を、掲載を希望する月の2週間前までに当該広告の原案及び必要書類を添えて申込むものとする。

- 2 村長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 村長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、内容の審査をして掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定内容を、西栗倉村ウェブサイト広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(バナー広告掲載料の納付)

第8条 前条第3項の規定によりバナー広告掲載決定の通知を受けた者（以下「バナー広告主」という。）は、村長が指定する期日までにバナー広告掲載料を前納しなければならない。

(バナー広告原稿の作成及び提出)

第9条 バナー広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、村長が指定する期日までに村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定によりバナー広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、西粟倉村ウェブサイトバナー広告掲載申込書（様式第1号）の記載内容と相違していないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出されたバナー広告原稿（画像データ）が適当であることを確認するものとする。

3 村長は、前項の場合において、提出のあったバナー広告原稿（画像データ）が適当でないと認めたときは、バナー広告主に対し修正を求めることができる。

(バナー広告の掲載)

第10条 村長は、第8条の規定によりバナー広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあったバナー広告原稿（画像データ）が適当であると認めたときは、指定したバナー広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更)

第11条 村長は、掲載されたバナー広告のリンク先のウェブサイトの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、バナー広告主に対し、その変更を求めることができる。

(バナー広告の変更)

第12条 バナー広告主は、月を単位として、バナー広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 バナー広告主は、前項の規定によりバナー広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、村長に対し、西粟倉村ウェブサイトバナー広告掲載変更申込書（様式第3号）を提出し、承認を得るものとする。

3 第6条及び9条の規定は、前2項の規定によるバナー広告の変更について準用する。

- 4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあつては、バナー広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに西粟倉村ウェブサイトバナー広告掲載変更申込書（様式第3号）を村長に提出し承認を得るものとする。

（バナー広告掲載の取り下げの申出）

第13条 バナー広告主は、西粟倉村ウェブサイトバナー広告掲載取下申出書（様式第4号）の提出により、西粟倉村ウェブサイトへのバナー広告掲載の取下を申し出ることができる。

- 2 前項の規定によりバナー広告掲載取下げた場合は、既納のバナー広告料は返還しないものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
3時間未満	延長しない
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

西栗倉村ウェブサイトバナー広告掲載申込書

西栗倉村長 様

(申込者)
住 所
名 称
代表者役職名・氏名

西栗倉村ウェブサイトにはバナー広告を掲載したいので、西栗倉村公式ウェブサイトにおける広告掲載要領第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、西栗倉村広告取扱要綱の内容を遵守します。

記

リンク先の内容 (サイトマップ等)	
リンク先のURL	http://
掲 載 希 望 期 間	年 月～ 年 月の ヶ月間
広 告 の 内 容 (画 像 デ ー タ)	別添デザイン(案)のとおり

※添付書類

- ・バナー広告画像の原稿(案)
- ・リンク先のトップページ等を出力したもの
- ・バナー広告主の事業の概要が分かる書類(会社紹介のパンフレット等)
- ・納税証明書

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

西粟倉村ウェブサイト広告掲載・不掲載決定通知書

様

西粟倉村長

年 月 日付けで申請のあったウェブサイトバナー広告掲載について西粟倉村公式ウェブサイトにおける広告掲載要領第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

広告主名 所在地	 〒
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。
掲載期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日（ヵ月）
リンク先 アドレス	
規定掲載料	バナー広告： 円（20,000円×1枠×ヵ月）
備考	

- 注意
- 1 申請の内容に変更があった場合またはウェブサイトへの掲載を中止する場合は、速やかに様式第4号の届け出をしてください。
 - 2 バナー広告の掲載料は、指定する期日までに納付してください。

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

西栗倉村ウェブサイトバナー広告掲載変更申込書

西栗倉村長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者役職名・氏名

西栗倉村ウェブサイトに掲載しているバナー広告の内容を変更したいので、西栗倉村公式ウェブサイトにおける広告掲載要領第12条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1. 変更内容

リンク先のURL

http://

掲載期間の変更

変更前： 年 月～ 年 月

変更後： 年 月～ 年 月

バナー広告画像の変更

※別添の原稿（案）のとおりに

2. 変更する日

年 月から

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

西栗倉村ウェブサイトバナー広告掲載取下申出書

西栗倉村長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者役職名・氏名

西栗倉村ウェブサイトに掲載しているバナー広告の掲載を次の事由により取り止めたいので、西栗倉村公式ウェブサイトにおける広告掲載要領第13条の規定により、申し出ます。

なお、掲載取り下げによるバナー広告掲載料の返還請求はいたしませんので、申し添えます。

記

<取り止め事由>